

## Tax & Legal Services Newsletter

Vol. Aug 2014

### 付加価値税 (VAT) の軽減税率 (7%) の適用期限の1年延長

タイ国家平和秩序評議会 (National Council for Peace and Order: NCPO) は、7%のVAT軽減税率適用期限を1年間 (2015年9月30日まで) 延長する通達 No. 92/2557を公表しました。歳入法に基づくVATの標準税率は10%ですが、2014年9月30日まで7%の軽減税率が適用されることとされていました。NCPOの通達は、勅令と同等の効力を有します。

### 自然災害に関する優遇税制適用の要件

自然災害による損害を恒久的に防止するための活動に関連して2011年1月1日以降に受領する政府の助成金に対する法人所得税の免除に関する要件を規定した歳入局長通達 No. 248 が公表されました。

- 助成金は、タイ国内閣の決議に基づいて、タイ国内で発生する洪水、台風、火災などの自然災害に関連して個人、法人、もしくは登録パートナーシップに支払われるものでなければならない。
- 助成金の受領者は、その助成金を自然災害による損害を恒久的に防止するために使用しなければならず、関連する資産の耐用年数は1年または1会計期間以上でなければならない。

### 歳入局のルーリング

#### 教育支援の費用

A社は、私立学校法 (Private School Act) に基づき、のちに単科大学 (college) となった学校の設立のためのライセンスを所有するB社の株式を99.99%保有しています。A社による単科大学および私立大学への教育支援金は勅令 No. 420 および No. 515 の規定に基づく恩典を受けられるか否か歳入局に確認しました。

これに対してタイ国歳入局は、私立学校法に基づき、当該単科大学はB社とは別個の法的主体と考えられるため、A社がB社株式を99.99%保有していること自体が、A社が私立学校法に基づく私立学校の経営に携わる法人もしくは登録パートナーシップの関連会社になることにはならないと回答しました。したがって、A社が勅令 No. 420 の規定に基づく教育支援金や勅令 No. 515 の規定による読書を推進するための費用を支出し、かつ歳入局長が定めた要件を満たす場合には、A社は教育支援および読書推進に係る費用の二重控除を適用することができるとなりました。なお、その額は、慈善もしくは公共の福祉のための寄附金、およびタイ国歳入法 Section 65 Ter (3) に基づく教育もしくはスポーツ振興を目的とした寄附金控除前の正味所得金額の10%を超えてはなりません。

#### 所得の支払者に代わって発行する源泉税証明書

C社は百貨店を営んでおり、第三者に店舗スペースの賃貸を行っています。当該法人は多数の賃貸借契約を締結しており、賃貸料およびサービスフィーに対して適切な源泉税率が適用され、関連する税金の徴収が適切に行われるようにするために、源泉税の徴収、源泉税証明書の発行、および源泉税の納付をC社が代行することの承認を当局に依頼しました。

これに対してタイ国歳入局は、多数の支払者がいるためにC社が源泉税証明書の入手に多くの時間を費やしている実態を鑑みて、C社が以下の要件を充足することを条件に、所得の支払者がC社を当該支払者の代理人に指名することを承認しました。

- C社は、当該法人が賃料およびサービスフィーに係る源泉税を徴収し、源泉税証明書を発行し、適切な期間内にテナントもしくは顧客に代わって源泉税を納付するという通知書を支払者に発行す

る。当該通知に対する承諾通知をもって正当な代理権が成立する。

- 支払者は、自らに代わってC社が賃貸料およびサービスフィーから源泉徴収した源泉税について源泉税証明書を発行する必要はないが、C社は源泉税の詳細を記録し、課税対象となるすべての支払に係る源泉税の責任を負う。
- C社が支払者に代わって実際に源泉税を徴収していることを証するため、C社は領収書もしくはタックスインボイスに以下の文言を含めなければならない。「C社は支払者に代わって5%もしくは3%の税率でTHB....の源泉税を徴収し、これを翌月7日までに歳入局に納付します。」
- C社が源泉税申告書様式PND.53を提出する際、源泉税を徴収すべき者に関する項目に「PND. 53の添付資料に記載されている支払者に代わるサービスの提供者」と明記し、支払者の名称とその納税者番号を含む源泉税の記録を提出しなければならない。当該記録は様式PND. 53の添付資料として取り扱われる。
- C社は、タイ国歳入法 Section 60 の規定に基づく税額控除を適用する際、PND. 53 および源泉税の納付時にタイ国歳入局から発行された領収書のコピーを使うことができる。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

[http://www.deloitte.com/view/en\\_TH/th/services/tax-and-legal/64340d2119de7410VgnVCM3000003456f70aRCRD.htm](http://www.deloitte.com/view/en_TH/th/services/tax-and-legal/64340d2119de7410VgnVCM3000003456f70aRCRD.htm)

#### 日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 5 名が常駐し、日本の事務所からも頻繁にプロフェッショナルが出張ベースで来タイしております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	宮下 淳	中島 雄一郎	藍原 滋	真鍋 一孝
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国税理士	日本国税理士
パートナー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13228	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13002

**Business Tax & Indirect Tax**

Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

**Legal Services**

Cameron McCullough  
+66 (0) 2676 5700 ext 5015  
[camccullough@deloitte.com](mailto:camccullough@deloitte.com)

**Business Tax (Japanese Services Group)  
& Indirect Tax**

Darika Soponawat  
+66 (0) 26765700 ext 12784  
[dsoponawat@deloitte.com](mailto:dsoponawat@deloitte.com)

**Transfer Pricing & Business Tax**

Dr. Kancharat Thaidamri  
+66 (0) 26765700 ext 11205  
[kthaidamri@deloitte.com](mailto:kthaidamri@deloitte.com)

**Business Tax (Business  
Model Optimization)**

Korneeka Koonachoak  
+66 (0) 2676 5700 ext 5023  
[kkoonachoak@deloitte.com](mailto:kkoonachoak@deloitte.com)

**Global Employer Services**

Mark Kuratana  
+66 (0) 2676 5700 ext 11385  
[mkuratana@deloitte.com](mailto:mkuratana@deloitte.com)

**Transfer Pricing & Customs  
Services**

Stuart Simons  
+66 (0) 2676 5700 ext 5021  
[ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)

**Business Tax (M&A) & FSI**

Wanna Suteerapornchai  
+66 (0) 2676 5700 ext 10691  
[wsuteerapornchai@deloitte.com](mailto:wsuteerapornchai@deloitte.com)

---

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see [www.deloitte.com/th/about](http://www.deloitte.com/th/about) for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2014 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.